

## 西宮市幼保連携型認定こども園認可等要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第2条第7項に定める幼保連携型認定こども園（以下「園」という。）の認可等について、手続きその他必要な事項を定める。

### (事前の審査)

第2条 法第17条第1項の規定により園の設置認可を受けようとする者は、園の運営の適正化に資するために、事前に市長による園の事業計画の適否の審査を経なければならない。

### (認可の申請)

第3条 前条の審査を経て選定された者は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に際しては、当該申請が法及び西宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）で定める要件に適合していることを証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

### (認可の基準)

第4条 認可の基準は、法及び関係法令に定めるもののほか、条例に規定する園の設備及び運営基準並びに次の各項に定めるところによるものとする。

2 児童数の推移、施設等の利用に係る待機の状況等地域の実態、付近の特定教育・保育施設の整備の状況等を十分に勘案し、園の設置が必要であると認められるものでなければならない。

3 市長は、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、又は、本市が定める子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。以下同じ。）（以下「事業計画」という。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として認定こども園法施行規則第22条で定める場合に該当すると認めるときには、設置の認可をしないことができる。

(1) 当該申請に係る園を設置しようとする場所を含む区域（子ども・子育て支援法第61条第2項第1項の規定により本市が定める教育・保育提供区域をいう。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる満3歳以上の小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、本市事業計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる満3歳以上の小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。

(2) 当該申請に係る園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設

の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる満3歳以上の小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、本市事業計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる満3歳以上の小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。

- (3) 当該申請に係る園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる満3歳未満の小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、本市事業計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる満3歳未満の小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。

（意見の聴取）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときには、あらかじめ西宮市社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 法第17条第1項の規定に基づき、園の設置又は廃止等の認可をしようとするとき。
- (2) 法第21条第1項の規定に基づき、園の事業停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするとき。
- (3) 法第22条第1項の規定に基づき、園の認可の取り消しをしようとするとき。

（認可等の通知）

第6条 市長は法第17条第1項及び第2項に基づく審査の結果、条例で定める基準に適合しており、かつ、その申請をした者が同項各号に掲げる基準に該当しないと認めるときは、事業計画の内容、区域の利用定員の総数及び区域の必要利用定員の総数等並びに前条の審議会の意見を勘案する中で、認可の適否について判断するものとする。この場合において、市長は当該申請に対して、認可する場合は幼保連携型認定こども園設置認可書（様式第2号）を、認可しない場合は幼保連携型認定こども園設置認可不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（休廃止の申請）

第7条 園の設置者が当該園を廃止又は休止しようとする場合には1年前までにその時期や児童の教育・保育の継続調整について市長と協議すること。協議合意後、園の設置者は、廃止する3か月前までに理由を記した書面を添えて、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は前項の申請に対し、地域の保育の実状を勘案し、認可する場合は幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可書（様式第5号）を、認可しない場合は、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可不承認通知書（様式第6号）を交付するものとする。

（設置者の変更申請）

第8条 園の設置者の変更がある場合は、幼保連携型認定こども園設置者の変更認可申請

書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は前項の申請に対し、認可する場合は幼保連携型認定こども園設置者変更認可書（様式第8号）を、認可しない場合は、幼保連携型認定こども園設置者変更認可不承認通知書（様式第9号）を交付するものとする。

（変更の届出）

第9条 園の設置者が認可の申請の際に届け出た事項について変更がある場合は、法第29条、同法施行規則第15条第2項及び第3項で定めるところにより、幼保連携型認定こども園認可事項変更届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（報告）

第10条 園の設置者は、法30条の規定に基づき、毎年5月31日までに幼保連携型認定こども園運営状況報告書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、園の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その設置者に対し、園の運営に関し必要な報告を求めることができる。

（認可の取り消し）

第11条 市長は、法第22条第1項の規定に基づき、園の設置者が法もしくは法に基づく命令もしくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、法第17条第1項の認可を取り消すことができる。

- 2 市長は前項の取り消しをする場合は、認可を取り消された園の設置者に対し、認定こども園認可取消通知書（様式第12号）を交付するものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか園の認可等に関し必要な事項は、こども支援局長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年12月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。